

【件名】

マンション管理計画認定制度について

【要旨】

マンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正され、地方公共団体が、適切な管理計画を有するマンションを認定することができる制度（マンション管理計画認定制度）が設けられた。このことについて、以下のとおり認定事務を開始する。

1 目的

マンションの管理組合によるマンション管理の適正化に向けた自主的な取り組みが推進されるほか、管理計画の認定を受けたマンションが市場で評価されるなどの効果が期待される。

2 認定制度開始(予定)

令和5年8月

3 認定制度概要

マンションの管理組合が作成した管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして区が認定を行う。

(1) 認定の対象

区内の既存のマンション

(2) 有効期間

認定を受けた日から5年間

(3) 管理計画の認定基準

管理組合の運営、管理規約、管理組合の経理、長期修繕計画の作成・見直し等の各項目について、基準を満たすこと

(4) 申請手続き

管理組合の管理者等が、認定基準への適合状況について、公益財団法人マンション管理センターの事前確認を受けた後、区へ認定申請を行う。